明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書（一二）　一
〔告　示〕
○航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の効力発生に関する件（外務二五一）　四

本号で公布された法令のあらまし

◇**航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書**（条約第一二号）（外務省）

この議定書は、昭和四七年二月一日にヤンゴンで署名された航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正することを目的としたものであり、その概要は次のとおりである。

1　ミャンマーの国名を「ビルマ連邦」から「ミャンマー連邦共和国」に改める。（第一条関係）

2　指定航空企業の数を「一」から「一又は二以上」に改め、付随的な条項の技術的な改正を行う。（第三条関係）

3　この議定書の附属書をもって、協定附属書に代える。（第四条関係）

4　両締約国の指定航空企業が運営することができる路線をそれぞれ具体的に定める。（附属書関係）

条　約

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十二号

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びミャンマー連邦共和国政府は、

千九百七十二年二月一日にヤンゴンで署名された航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定中「ビルマ連邦」を「ミャンマー連邦共和国」に改める。

第二条

協定第一条1(b)を次のように改める。

(b)　「航空当局」とは、日本国にあつては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ミャンマー連邦共和国にあつては運輸省管下の民間航空局又は運輸省が現在遂行している任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいう。

第三条

1　協定の正文（英語）第二条1及び2、第四条、第七条、第十条並びに第十一条中「designated airline」を「designated airlines」に改める。

2　協定の正文（英語）第二条3中「airline」を「airlines」に改める。

3　協定第三条1中「一の航空企業」を「一又は二以上の航空企業」に改める。

4　協定の正文（英語）第三条2中「airline designated」を「airline or airlines designated」に改める。

5　協定の正文（英語）第三条3から5までの規定中「the airline designated」を「an airline designated」に改める。

6　協定の正文（英語）第三条4及び6、第五条1及び2並びに第八条2中「the designated airline」を「a designated airline」に改める。

7　協定の正文（英語）第七条中「provides」を「provide」に改める。

8　協定の正文（英語）第九条2(a)中「between the designated airlines」を「by the designated airlines」に改める。

9　協定の正文（英語）第十条中「that airline」を「those airlines」に改める。